



長野県報

10月3日(木)
令和元年
(2019年)
第44号

目 次

規則

長野県景観規則の一部を改正する規則（都市・まちづくり課） 1

告示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定（医療推進課） 2

保安林予定森林にする旨の通知（森林づくり推進課） 2

公共測量の実施（4件）（建設政策課） 2

公共測量の終了（建設政策課） 3

道路の区域変更及び関係図面の縦覧（3件）（道路管理課） 3

道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課） 4

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（5件）（産業立地・経営支援課創業・

サービス産業振興室） 4

県営土地改良事業計画の策定及び縦覧（農地整備課） 10

土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課） 10

開発行為に関する工事の完了（3件）（都市・まちづくり課） 10

特定調達契約に係る一般競争入札（2件）（水道事業課） 11

特定調達契約に係る一般競争入札（会計課） 14



長野県景観規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年10月3日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第17号

長野県景観規則の一部を改正する規則

長野県景観規則（平成4年長野県規則第41号）の一部を次のように改正する。

第5条第6号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 別表第1の左欄に掲げる行為であって、その規模がそれぞれ同表の右欄に該当するものにあっては、次に掲げる図書

ア 行為を行う土地の区域及び完成予想図を作成した眺望点（地域にとって重要な景観を眺望できると知事が認める地点その他の不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいう。ウにおいて同じ。）の位置を表示する図面で縮尺2万5,000分の1以上のもの

イ 完成予想図

ウ 眺望点の関係者、行為を行う土地の周辺地域の住民等に対して説明を行った場合にあってはその状況を明らかにする書面、当該説明を行っていない場合にあってはその理由を記載した書面

エ 太陽光発電施設（一団の土地又は水面に設置されるものであって、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。以下同じ。）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）にあっては、当該太陽光発電施設の周辺の景観に対する配慮の状況を明らかにする書面

第8条第1項第5号中「別表」を「別表第1及び別表第2」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 太陽光発電施設

第8条第2項第3号中「新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「」及び「」という。）」を削り、同項第8号中「除く。」の次に「（別表第1において「土地の形質の変更」という。）」を加え、同条第3項中「別表」を「別表第2」に改める。

別表を別表第2とし、同表の前に次の別表を加える。

(別表第1)(第5条関係)

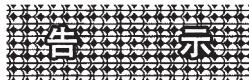
行為	規模
建築物の新築、増築、改築又は移転	当該建築物の高さ13メートルを超えるもの、かつ、当該行為に係る部分の建築面積1,000平方メートルを超えるもの
電気供給又は電気通信のための施設の建設等	当該工作物の高さ20メートルを超えるもの
太陽光発電施設の建設等	当該工作物に係る太陽電池モジュールの建築面積の合計1,000平方メートルを超えるもの
土石の採取又は鉱物の掘採	地形の外観の変更に係る土地の面積1ヘクタールを超えるもの、かつ、当該行為により生じる法面又は擁壁の高さ3メートル及び長さ30メートルを超えるもの
土地の形質の変更	変更に係る土地の面積1ヘクタールを超えるもの、かつ、当該行為により生じる法面又は擁壁の高さ3メートル及び長さ30メートルを超えるもの

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和元年12月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則による改正後の長野県景観規則の規定は、令和2年1月1日以後に着手するこの規則による改正後の長野県景観規則別表第1の左欄に掲げる行為であって、その規模がそれぞれ同表の右欄に該当するものについて適用し、同日前に着手する当該行為については、なお従前の例による。

都市・まちづくり課



長野県告示第217号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

令和元年10月3日

長野県知事 阿部 守一

名称	所在地	認定の有効期限
飯山赤十字病院	飯山市大字飯山226-1	令和4年10月31日

医療推進課

長野県告示第218号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年10月3日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡大鹿村大字鹿塙4314の1・4316の5・4344の23・4344の31から4344の33まで（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、4344の24から4344の28まで、4344の30、4344の531、4344の610

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、折伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第219号

国土交通省中部地方整備局中部技術事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和元年10月3日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

航空レーザ測量

2 作業期間

令和元年8月27日から令和2年2月14日まで

3 作業地域

飯田市、塩尻市、下伊那郡阿智村、下伊那郡平谷村、下伊那郡根羽村、下伊那郡喬木村、木曽郡上松町、木曽郡南木曽町、木曽郡木曾町、木曽郡木祖村、木曽郡大桑村

建設政策課

長野県告示第220号

国土交通省北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和元年10月3日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

航空レーザ測量（地図情報レベル1000）